

令和7年度 里浦小学校津波避難確保計画

本項については、津波防災地域づくりに関する法律（平成23年12月14日法律第123号）第71条第1項にて作成を義務づけられている「避難確保計画」に該当するものである。

（1）児童が学校にいるとき

- ① 緊急地震速報 → 地震発生 ※児童の安全確保が最優先
② ゆれがおさまる 児童のけがの確認、避難経路の安全確認
状況を見て避難

一次避難場所	北校舎・南校舎屋上
二次避難場所	大塚スポーツパーク（学校から1km、歩いて17分）

【参考】M9.1、震度7の場合

- 津波第1波は大手海岸で0.2m（48分で津波到達）
 - 津波第2波は大手海岸で6m（64分で津波到達）
 - 里浦町全域が浸水する
- ③ 避難場所での児童の安全確認（各担任→教頭→校長）、けがの治療（養護教諭）
- ④ 避難後の対応
- 保護者への連絡（メール連絡網の利用）
 - 市教委への連絡（学校教育課686-8802）
- ⑤ 保護者への児童の引き渡し（引き渡しカードの活用）
- p8を参照
- 引き渡しの最終判断は学校長
 - 安全確保が確認できるまで避難場所で待つ

（2）児童が登下校中のとき

- ① ゆれがおさまった後、職員が担当区域を巡回
- 本部（学校）・・・校長、教頭、養護教諭、事務職員、用務員
 - 担当区域 東・・・杉山①②③、吉田・辻④⑤
西・・・安永①②③④⑤
南・・・阿部①②⑥、太田③④⑤
北・・・城内・岩永①②、中山③④⑤
- ② 職員が児童とともに、最寄りの避難場所へ行く（別頁の地図参照）
- | | | |
|----------|----------------|-------------|
| ア 里浦小学校 | イ 共和ライフテクノ | ウ 人丸神社 |
| エ 宝珠寺 | オ ポカリスエットスタジアム | カ 里浦南防災センター |
| キ 大塚製薬工場 | | |
- ③ 避難後の対応
- 避難場所から本部（学校）への連絡 → 本部から保護者への連絡
 - 本部から市教委への連絡（学校教育課686-8802）
 - 保護者への引き渡しを完了するまで避難場所で待つ

(3) 応急的な避難所運営支援体制

①収容人員	北校舎3階	221人	(注) 一時避難場所としての収容人員
	北校舎屋上	517人	
	南校舎3階	176人	
	南校舎屋上	425人	
	合計	1359人	

※1359人は、鳴門市津波避難計画（H26.3）による収容可能人数

※南校舎3階を要配慮者（高齢者，要介護者，障がい者，妊娠している女性，乳幼児）北校舎1階を発熱・体調不良者の対応スペースとする。

※居住スペースを世帯ごと，自治会ごとに割り当てる。

②避難所の運営を鳴門市と里浦町自主防災組織へ移行するまでの役割（数日間）

ア 全体指揮（校長：藤長）

イ 総務・避難者管理（教頭：武知，安全防災主任：安永）

- ・運営本部の事務局，避難所記録，避難者の状況把握，地域との連携
- ・名簿管理，問い合わせへの対応，取材への対応
- ・郵便物，宅配物等，荷物の取り次ぎ
- ・ボランティアの受入・管理

ウ 情報管理（情報教育：太田，特別支援教育コーディネーター：岩永）

- ・避難所外の情報収集，情報発信
- ・避難所内での情報収集，情報発信，掲示板等で周知

エ 食料・物資（教務主任：阿部，事務職員：松尾）

- ・食料・物資の調達，受入，管理，配給
- ・炊き出し

オ 施設管理（体育主任：安永，清掃担当：杉山，安全教育：吉田）

- ・危険箇所対応
- ・防火防犯警備，巡回

カ 救護，要配慮者支援

（養護教諭：柳本，環境教育：城内，特別支援教育支援員：堀江）

- ・医療・介護活動の支援
- ・要配慮者の状況把握と支援

キ 保健・衛生（福祉教育担当：岩永，人権教育主事：辻）

- 用務員：新居）
- ・衛生管理，ごみ・風呂・トイレの管理，ペットへの対応
- ・生活用水の管理

※ 北校舎2階と3階を学校占有場所とする。南校舎1階理科室は薬品管理のため，コンピューター室は機器管理のため学校占有場所とする。

※ 避難者居住場所のうち，保健室を発熱・体調不良者，音楽室・6組・3年1組・4年1組・図工室を要配慮者のための居住場所とする。

※ 風水害により避難所になった場合も，役割分担については上記に準じる。

※ 各自の役割を果たすと同時に，状況に応じてお互いに協力し合う。